

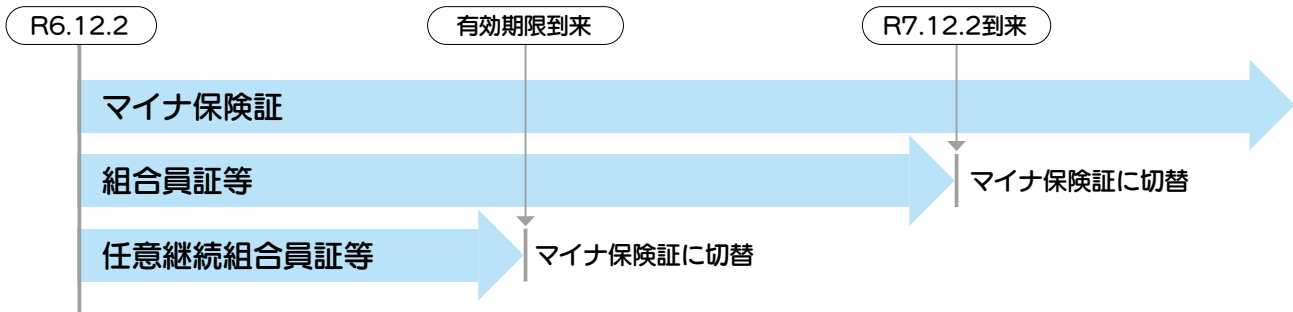
医療機関等の受診は マイナ保険証を基本とする仕組みへ移行しました



マイナ保険証への切替をお願いします

令和6年12月2日をもって、従来の組合員証等の交付が終了しました。

お手元の組合員証等は、組合員または被扶養者の資格を有している場合、原則令和7年12月1日まで有効です。なお、任意継続組合員証等については、記載されている期限まで有効です。



※マイナ保険証の利用登録が済んでいない方は資格確認書での受診となります。

マイナ保険証ならではのメリット

- データに基づくより良い医療が受けられる
- 手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除される
- マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできる
- 医療現場で働く人の負担を軽減できる

詳しくは厚生労働省ホームページを参照してください。



マイナ保険証の利用登録をしていない方から、令和6年12月2日以降に新規資格取得、被扶養者認定や組合員証等の紛失等の申告があった際は、組合員証等に代わり「資格確認書」を送付しています。

また、マイナ保険証の利用登録をしていない方には、組合員証等の有効期限が切れる前に「資格確認書」を申請によらずお届けする予定ですが、詳細については決まり次第、当組合ホームページ等でお知らせします。

医療機関を受診する際は、マイナ保険証、組合員証等または資格確認書のいずれかを提示することで、これまでどおりの受診が可能です。

茨城県市町村職員共済組合	本人	令和6年12月2日交付
資格確認書	(組合員)	
記号 999	番号	99999 (枝番) 00
ネコイタク		
氏名	共済 太郎	性別 男
生年月日	平成6年4月2日	
資格取得年月日	令和6年12月1日	
有効期限	令和11年11月30日	
発行機関所在地	茨城県水戸市笠原町978番地26	
保険者番号	32080418	発行番号
名称	茨城県市町村職員共済組合	999999

▲資格確認書(見本)

お問い合わせ先

医療健康課(資格係) TEL 029-301-1413